

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月8日	株式会社九州商店(法人番号2290801020463) 代表者 前田裕文	本社営業所	許可の取消し	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第32条	所在不明事業者であることを端緒として調査を実施。相当の期間事業を行っていないものと認められた。事業の無届出休止・廃止(法第32条)	-	-
	福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目4-1	福岡県京都郡苅田町磯浜町2丁目4-1					
令和7年10月15日	株式会社マルニシ(法人番号2290801005720) 代表者 奈賀幾次郎	本社営業所	輸送施設の使用停止(70日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第24条	令和6年12月12日、酒気帯び運転があったことを端緒に監査実施。6件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)(3)点呼の実施義務違反等(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)運行指示書に係る(作成)義務違反(安全規則第9条の3第1項～第3項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)自動車事故報告規則に規定する事故報告提出違反(法第24条)	7	7
	福岡県北九州市門司区新門司北2丁目4-3	福岡県北九州市門司区新門司北2丁目4-3					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月20日	有限会社興運産業(法人番号1350002015274) 代表者 原田健一	本社営業所	輸送施設の使用停止 (114日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項、法第60条第1項	令和7年1月30日、適正化実施機関からの情報を端緒に監査実施。11件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(3)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(5)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反(安全規則第10条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項)	12	12
	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山2785番地1	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山字蔵元2785-1					
令和7年10月21日	有限会社始良物流(法人番号7340002022068) 代表者 有村純治	鹿児島営業所	輸送施設の使用停止 (104日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和7年2月19日、労働局からの通報を端緒に監査実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)勤務時間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(4)点呼の記載事項等義務違反(安全規則第7条第5項)	11	11
	鹿児島県霧島市隼人町西光寺3167-3	鹿児島県鹿児島市谷山港3-1-5					

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年10月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年10月23日	株式会社八幡運輸(法人番号9290801009467) 代表者 永尾教満	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第4項、法第18条第3項	令和7年4月15日、酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。5件の違反が認められた。(1)アルコール検知器の常時有効保持義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第4項)、(2)業務の記録の記載事項等義務違反(安全規則第8条)、(3)運転者等台帳の記載事項等義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(5)運行管理者の選任(解任)の未届出違反(安全規則第19条)	2	2
	福岡県北九州市若松区南二島1丁目5-18	福岡県北九州市若松区南二島1丁目5-18					